

令和6年度 高知県内の児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について【概要】

1 全体の状況

- 令和6年度に児童相談所（中央児童相談所、幡多児童相談所）が受け付けた相談件数は1,712件と、前年度より26件減少（前年度比98.5%）。

2 相談種別の状況

- 「養護相談」は862件と、前年度より45件減少（前年度比95.0%）し、このうち「児童虐待通告・相談件数」は577件と、前年度より73件減少（同88.8%）した。
- 「障害相談」は734件と前年度より59件増加（前年度比108.7%）。
- 「非行相談」は79件と前年度より3件増加（同103.9%）。
- 「育成相談及びその他の相談」は37件と前年度より43件減少（同46.3%）。

3 虐待相談の状況

- 養護相談のうち「児童虐待通告・相談件数」は577件と、養護相談全体の66.9%を占めている。このうち年度内に「虐待と認定して対応した件数」は420件と、前年度より28件減少（前年度比93.8%）。
- 「虐待の種別」では、心理的虐待が最も多く246件（構成比58.6%）、次に身体的虐待99件（同23.6%）、ネグレクト63件（同15.0%）。
- 「被虐待児の年齢別構成」では、小学生が167件と全体の39.8%となっており、次いで0歳～学齢前までが141件（構成比33.6%）と、小学生以下が全体の約73.3%を占めている。
- 「主たる虐待者」は、両親が最も多く190件（構成比45.2%）、次いで実母が85件（同20.2%）、実父が80件（同19.0%）など。
- 「児童相談所への通告経路」は、警察等が最も多く269件（構成比46.6%）、近隣・知人103件（同17.9%）、市町村機関55件（同9.5%）、家族・親戚51件（8.8%）、学校等、県機関が各21件（同3.6%）など。
- 「一時保護を開始した件数」は373件と、前年度より26件増加（前年度比107.5%）し、このうち虐待による一時保護は140件と、前年度より18件減少（同88.6%）している。